



あなたの「子育て」に役立つ情報がいっぱい!

子育て応援サイトQR

しまいく



11月は児童虐待防止推進月間・DV防止週間です

虐待とDVは一人で悩まず、相談しよう

☎子育て応援課 ☎ 36-7253

子どもたちを守る

▼親権者などは、児童のしつけの際に、体罰を加えてはならないことが法律で定められています。

子どもの人権を守り、体罰などのない社会を実現するためには、一人一人が意識を変えていくことが必要です。子育て中の保護者に対する支援も含め、社会全体で取り組んでいきましょう。

【しつけと体罰の違い】

▼しつけとは、子どもの人格や才能などを伸ばし、社会で自立した生活を送れるようにサポートすることです。身体に何らかの苦痛を与えたり、不快感をもたらす行為をすることは、体罰になります。

【体罰がもたらす悪影響】

▼保護者から体罰を受けた子どもは、他の子どもに比べて、次のような傾向にあります。

- ◎ 落ち着いて話を聞けない
- ◎ 約束を守れない
- ◎ 一つのこと集中できない
- ◎ 感情をうまく表せない

【子ども向き合うポイント】

- ◎ 子どもの気持ちや考えに耳を傾けましょう
- ◎ 注意の方向を変えたり、子どものやる気に働きかけたりしてみましょう

◎ 良いこと、できていることを、具体的に褒めましょう

※体罰は良くないと分かっている

でも、さまざまな状況や理由で、それが難しく感じる場面もあるかもしれません。困ったときは、ご相談ください。一緒に考えていきましょう。

☎児童相談所全国共通ダイヤル ☎189(いちはやく)

☎静岡県中央児童相談所 ☎054-646-3570

☎子育て応援課 ☎36-7253

DVに気付いて

▼DV(ドメスティック・バイオレンス)は、暴力を振るう側の問題です。原因は受ける側の言い方や態度ではなく、努力によって止まるものではありません。性別を問わず、人の心と体を傷付ける犯罪で、重大な人権侵害です。

【DVの種類】

- ◎ 身体的・精神的・性的
- ◎ 経済的(生活費を渡さない、借金の強要など)
- ◎ 社会的(行動の監視、携帯をチェックするなど)

他にも、子どもへの加害をほめかすなど、子どもを利用した暴力などもあります。

【相談窓口について】

▼「子どものために」と、一人で悩まず、ご相談ください。

☎静岡県女性相談センター

☎054-286-9217

☎子育て応援課 ☎36-7253



進学・就学するために必要な経費を貸し付けます

母子父子寡婦福祉資金貸付制度

☎子育て応援課 ☎ 36-7159

貸付制度の種類

▼ひとり親家庭などに該当する人が、高等学校・大学・専門学校などに進学する際に必要な費用について、県が貸し付けを行います。市は仲介役として、貸付相談を行った後、面談会場を設けたりします。

【就学支度資金】

対象／高等学校などに進学するために、直接必要な被服の購入などに要する経費

とき／入学時1回限り。合格発表月の末日または翌月末日に貸し付け

限度額／15万円、59万円

【修学資金】

対象／高等学校などで修学するために、直接必要な授業料などの経費

とき／修学期間中、毎月末日に継続的に貸し付け

限度額／2万7000円、18万3000円(月額)

【共通】

※限度額は、いずれも学校種別や公立・私立別などにより、異なります。

償還利率／無利子

申し込み／12月15日(金)までに、申請書類を子育て応援課へ

※申請書類は、子育て応援課窓口で配布しています。